

改正後	改正前
<p>第一 (略)</p> <p>第二 個別項目</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 介護栄養食事指導</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 特別食には、心臓疾患等の患者に対する減塩食、十二指腸潰瘍の患者に対する潰瘍食、侵襲の大きな消化管手術後の患者に対する潰瘍食、クローン病及び潰瘍性大腸炎等により腸管の機能が低下している患者に対する低残渣食並びに高度肥満症(肥満度が+40%以上又はBMIが30以上)の患者に対する治療食を含む。なお、高血圧症の患者に対する減塩食(塩分の総量が7.0グラム以下のものに限る。)及び嚥下困難者(そのために摂食不良となった者も含む。)のための流動食は、<u>短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスの療養食加算</u>の場合と異なり、特別食に含まれる。</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>8～11 (略)</p> <p>第三 (略)</p>	<p>第一 (略)</p> <p>第二 個別項目</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 介護栄養食事指導</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 特別食には、心臓疾患等の患者に対する減塩食、十二指腸潰瘍の患者に対する潰瘍食、侵襲の大きな消化管手術後の患者に対する潰瘍食、クローン病及び潰瘍性大腸炎等により腸管の機能が低下している患者に対する低残渣食並びに高度肥満症(肥満度が+40%以上又はBMIが30以上)の患者に対する治療食を含む。なお、高血圧症の患者に対する減塩食(塩分の総量が7.0グラム以下のものに限る。)及び嚥下困難者(そのために摂食不良となった者も含む。)のための流動食は、<u>基本食事サービス費の特別食加算</u>の場合と異なり、特別食に含まれる。</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>8～11 (略)</p> <p>第三 (略)</p>